

令和2年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

令和2年 7月22日 開会

令和2年 7月22日 閉会

浪江町議会

令和2年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (7月22日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第94号から議案第102号の一括上程、説明	6
議案第94号の質疑、討論、採決	18
議案第95号の質疑、討論、採決	20
議案第96号の質疑、討論、採決	21
議案第97号の質疑、討論、採決	23
議案第98号の質疑、討論、採決	25
議案第99号の質疑、討論、採決	25
議案第100号の質疑、討論、採決	26
議案第101号の質疑、討論、採決	26
議案第102号の質疑、討論、採決	35
閉会の宣告	37

浪江町告示第 99 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 2 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 7 月 10 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和 2 年 7 月 22 日（水） 午前 9 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事）
 - （2）工事請負契約の締結について（台風 19 号河川災害復旧工事（2））
 - （3）物品購入契約の締結について（地場産品販売施設酒蔵機器購入）
 - （4）工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（建築））
 - （5）工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））
 - （6）工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））
 - （7）工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）
 - （8）工事請負契約の変更について（浪江町一括受電設備工事）
 - （9）令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 3 号）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（なし）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和2年第3回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年7月22日（水曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 94号 工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 4 | 議案第 95号 工事請負契約の締結について（台風19号河川災害復旧工事（2）） |
| 日程第 5 | 議案第 96号 物品購入契約の締結について（地場産品販売施設酒蔵機器購入） |
| 日程第 6 | 議案第 97号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（建築）） |
| 日程第 7 | 議案第 98号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備）） |
| 日程第 8 | 議案第 99号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備）） |
| 日程第 9 | 議案第100号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事） |
| 日程第10 | 議案第101号 工事請負契約の変更について（浪江町一括受電設備工事） |
| 日程第11 | 議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号） |

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	教育	笠井淳一君
総務課長	安倍靖君	企画財政課長	西健一君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
まちづくり整備課長	戸浪義勝君	教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長	柴野一志君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志君	主任主査兼係長	志賀美樹君
書記	鎌田典太郎君		

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年第3回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口等の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、報道機関からの撮影の申出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、2番、石井悠子君、3番、高野武君、5番、半谷正夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日限りに決定しました。

◎議案第94号から議案第102号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第3、議案第94号 工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事）から日程第11、議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第94号から日程第11、議案第102号までを一括議題とします。

日程第3、議案第94号 工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） おはようございます。

議案第94号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、聖沢ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった酒井工業株式会社浪江営業所、浪江営業所長、但野佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については農林水産課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

- 農林水産課長（金山信一君） 議案によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、聖沢ため池環境保全整備工事。
 - 2、施工箇所、浪江町大字川添字聖沢地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、7,590万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額690万円。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字北荒神13番地1、酒井工業株式会社浪江営業所 浪江営業所長 但野佳弘。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月26日。
- 本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で底質除去を行うものです。

次に、議案資料1をご覧ください。

事前調査9か所の調査点と放射性セシウム濃度を示しております。方法及び施工面積につきましては、ため池の水深が浅く、船を浮かべてのポンプ浚渫工事が難しいことから、掘削工事での除去となります。緑の範囲が40センチ、黄色の範囲が30センチの除去となり、合計面積は3,024平方メートルとなります。

資料2に入札の執行状況が記載されております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第95号 工事請負契約の締結について（台風19号河川災害復旧工事（2））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第95号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、台風19号河川災害復旧工事（2）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった豊工業株式会社、代表取締役、岩野廣秀と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） おはようございます。

議案書により説明をさせていただきます。

1、契約の目的、台風19号河川災害復旧工事（2）。

2、施工箇所、浪江町大字室原字与四郎内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8,690万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額790万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土淵2番地3、豊工業株式会社 代表取締役 岩野廣秀。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年3月31日までとなります。

資料1をご覧ください。

本工事は、令和元年の台風19号により被害のあった堀知木川の河川災害復旧工事です。施工箇所は県道いわき浪江線沿い、室原地区にありましたペット霊園の入り口から西奥に約700メートル入ったところであります。

工事概要の説明をいたします。まず、右下の標準断面図をご覧ください

ださい。右側が工種の表示、左側が寸法になっております。主な工事は、河川の左右両岸に高さ1.7メートルの積ブロック工を施工し、ブロックの間には布団籠工という高さ40センチメートル、幅120センチメートル、延長2メートルの鋼製の網の籠に詰め石をして、河床全体に設置しまして、河床を保護いたします。

平面図をご覧ください。工事箇所は左下の摺付け工蛇籠と書かれたところが下流側の始まりで、図面の右側に同じくすり付け工蛇籠と表示のあるところが終点であります。

工事内容は、左下、下流側から右上に向かいまして、赤い縁取りで内側に水色の線で表示されたところが積ブロック工になります。積ブロックの復旧箇所に沿って、この下に水色で表示された線は、工事用仮設道路です。

主な工事数量をご説明をいたします。

平面図に赤い着色で引き出しされたところをご覧ください。工事延長は一番上の表示で195メートルです。続いて、その下2行目は積ブロック、護岸、積ブロック護岸工、面積が669.4平方メートル。次に布団籠工は延長366.8メートルです。

3段目以降は施工箇所ごとの数量になります。3段目の真ん中に落差工、延長が8.6メートル、1か所があります。落差工を挟みまして右に上流の施工延長等、左に下流側の施工延長等が表示されております。

工事用仮設道路は3か所ございます。上部の旗揚げ箇所の左下に1か所、全長17.3メートル。図面右下の表示に移りまして、下から2行目左側が114メートル、右側が30.8メートル。合計で162.1メートルになります。

一番下側が仮設の排水管の延長で、197メートルになります。

資料1については以上であります。

続いて、資料2をご覧ください。

入札の執行結果表です。後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第96号 物品購入契約の締結について（地場産品販売施設酒蔵機器購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第96号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、地場産品販売施設酒蔵機器購入について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となつ

た有限会社塚本鑛吉商店、代表取締役、塚本泰嗣と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第96号をご覧ください。

物品購入契約の締結について。

1、契約の目的、地場産品販売施設酒蔵機器購入。

2、納入場所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、2億7,929万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,539万円。

5、契約の相手方、東京都中央区新川1丁目8番11号、有限会社塚本鑛吉商店 代表取締役 塚本泰嗣。

6、納期、議会の議決を得た日より令和3年2月26日まで。

次に、資料1をご覧ください。

今回購入いたしますのは、来年オープン予定の浪江町交流・情報発信拠点道の駅内の地場産品販売施設に整備する酒蔵機器及びその付帯設備となっております。

購入機器といたしましては、酒造りに必要な精米、洗米機器、蒸し機、製麴装置、タンク、圧搾機、熱交換器や瓶詰設備など合計112品目となります。

次に、資料2と資料3を同時にご覧いただきたいと思います。資料2に購入機器の主なものを、資料3の表の右側ではその工程、そして、その左側の図面では配置場所を記載しております。

全員協議会でもご説明いたしました、①が蒸し機など熱源となるボイラーで、地場産品施設の北側に配置しております。②が精米設備でお酒の原料となる米の不要な部分を削ります。③が蒸米設備の甑という蒸し器になります。蒸し上がった米を④の放冷設備で適温になるまで温度を下げ、⑤の製麴装置で麴菌を付着させ、米の中で繁殖させ麴を造ります。⑥の発酵設備では、⑤で作った麴と水、酵母菌から酒母を造り、それを仕込みタンクに入れ、麴、蒸米、水を加え、アルコールを発酵させ、もろみを造ります。⑦においては、もろみを圧搾し、酒と酒粕に分けるろ過や加水、火入れを行い、酒が落ち着くまで貯蔵し、⑧で瓶詰めを行います。

⑨のもろみポンプは⑥の設備内に分散しておりますけれども、もろみの移動に使われるものとなります。また、こちらの施設では、

リキュール類も製造する予定でございまして、当然日本酒とは違うタンクが必要となつてあったり、ポンプを使いますので、そちらが⑩となります。最後に、貯蔵したり出荷用のパレットの移動を行う⑪の機器となります。

次に、資料4をご覧ください。これが入札結果表でございまして。

説明は以上です。ご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第97号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第97号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（建築）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億4,980万円ですが、1,732万9,400円を増額し、3億6,712万9,400円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案により説明いたします。

1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（建築）

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、3億4,980万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,180万円。変更後、3億6,712万9,400円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,337万5,400円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

6、工期、令和2年3月16日から令和3年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

工事を施工する中で、変更する必要が生じたため、契約金額の変更を行うものでございまして。主な内容は表のとおり、建物の配置及び一部部材の仕様変更となります。

内容を別添資料にて説明いたします。

議案資料2をご覧ください。

建物の配置の変更でございまして。上が変更前、下が変更後となります。漁具倉庫の入り口について、当初北側からとしていたものを南側入り口に変更し、それに伴い配置を全体的に北側に移動し、中央の通路を広くしております。

議案資料3をご覧ください。

平面詳細図となります。入り口が北側から南側に変更となっております。

入り口の建具について、右側の建具表をご覧ください。トラックの荷台部が乗り入れできるよう、有効開口幅を1.7メートルから3.4メートルに変更いたします。加えて、紫外線による漁具の劣化を防止するために、網入りガラスからアルミパネルに変更することとしております。

平面詳細図に戻りまして、入り口を入れてすぐに設置するグレーチングについても、トラックの荷台乗り入れに対応するために、2トン荷重であったものを14トンまでの荷重に耐えられる仕様に変更いたします。

なお、流し台の位置も変更となっておりますが、これに伴う給排水設備の変更は、この後にご審議いただきます機械設備工事の変更でご説明いたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第98号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第98号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（電気設備）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は4,345万円ですが、144万8,700円を増額し、4,489万8,700円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（電気設備）

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、4,345万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額395万円。変更後、4,489万8,700円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額408万1,700円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地2、株式会社横電 代表取締役 横山政治。

6、工期、令和2年3月16日から令和3年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

工事を施工する中で、変更する必要が生じたため、契約金額の変更を行うものでございます。

主な内容は表のとおり、屋内照明器具と屋外電灯幹線、外灯配線の変更となります。

議案資料にて説明いたします。

議案資料2をお開きください。

屋内照明器具の変更となります。屋内照明器具について、照度を確保するため、天井取付けから露出梁取付けに変更するもので、取付け方法の変更により器具も変更となります。器具の数量は1戸当たり4か所で50戸分となります。

議案資料3をお開きください。

建物配置が変更となったことによる屋外電灯幹線、外灯幹線の変更図となります。黒色が屋外電灯配線、赤色が外灯の配線を示しており、主に外灯配線の延長が減となり、電灯幹線及び外灯配線の延長合計が344メートルから261メートルに変更となります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第99号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第99号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、漁具倉庫施設整備工事（機械設備）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8,030万円ですが、2,738万8,900円を減額し、5,291万1,100円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案により説明いたします。

1、契約の目的、漁具倉庫施設整備工事（機械設備）

2、施工箇所、浪江町大字請戸字中島地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、8,030万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額730万円。変更後、5,291万1,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額481万100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、双葉設備工業株式会社浪江支店 支店長 石田剛健。

6、工期、令和2年3月16日から令和3年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

工事を施工する中で、変更する必要が生じたため、契約金額の変更を行うものでございます。

主な内容は、建物内の流し台位置が変更となり、それに伴い給水設備工事が599メートルから688メートルへ、排水設備工事が80メートルから155メートルに変更となります。

屋外の給排水設備工事の変更については、議案資料で説明いたします。

議案資料2をご覧ください。

変更前は、福島県による漁港復旧工事において漁具倉庫から近い南側道路の排水構造物等の詳細が決まっていなかったため、確実に放流可能な北側の側溝に排水を放流することとしておりました。確認の結果、堤防の乗り越え道路として整備される南側道路の側溝に放流することができることが確認できましたので、放流先の変更を行うものです。

これにより、排水管の長さが短くなり、1,459メートルから568メートルへ変更となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第100号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第100号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事について、変更契約を行うものであります。

現在の契約金額は2億75万円ですが、2,401万8,500円を増額し、2億2,476万8,500円に変更するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 議案第100号をご覧ください。

工事請負契約の変更について。

- 1、契約の目的、浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字知命寺地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前、2億75万円、うち取引に係る消費税及び

地方消費税の額1,825万円。変更後、2億2,476万8,500円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,043万3,500円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶。

6、工期、令和元年12月18日から令和2年10月31日まで。

次に、資料1をご覧ください。

理由書でございますが、工事を施工する中で、下記に掲げる変更が必要となったためでございます。

同時に、資料2もご覧いただきながらお願いしたいと思いますが、資料2においては平面図の上が変更前の図面、下が変更後の図面でございます。

では、資料1に戻りましてご説明しますが、まず、基盤整備工におきましては、西側買収予定地が買収困難となり、東側買収困難地が買収できるようになったことによりまして、土木及び排水構造の変更などで、減額となりました。

次に、植栽工では、国道114号沿いの植栽変更、緑地帯を張芝に変更したこととなり、増となりました。

移設整備工におきましては、移設整備の舗装予定地を緑地帯と変更したことによる減。それから、電気工事の増で、この部分では増となりました。

ほかに水路整備工事では増、仮設工事は増、抜根処分費では減。

これら全体で税込み2,400万程度の増額となったわけでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第101号 工事請負契約の変更について（浪江町一括受電設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第101号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、浪江町一括受電設備工事について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は4,510万円ですが、74万9,100円を増額し、4,584万9,100円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和2年7月31日ですが、令和2年10月30日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町一括受電設備工事。

2、施工箇所は、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法は、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、4,510万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が410万円。変更後、4,584万9,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額416万8,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下川原41番地、有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、変更前は令和2年3月16日から令和2年7月31日までを、変更後は令和2年3月16日から令和2年10月30日までとするものです。

続いて、議案資料1をご覧ください。

理由書であります。工事を施工する中で、下記の変更が必要となったために変更するものです。

変更内容のご説明をいたします。

受変電施設の変更です。高圧受電盤、高圧饋電盤について、スマートコミュニティ事業の一環で道の駅なみえに設置しますBEMSに接続を予定しておりまして、専用メーターを取り付けるスペースを確保する必要ができました。盤面等の変更をするものであります。高圧受電盤1面、高圧饋電盤2面。

続きまして、配線工の変更です。当初、国道114号を横断し、道の駅への配電を予定しておりましたが、国道114号を横断するには電気主任技術者の選任が必要となりました。現在、電気主任技術者の確保ができず国道を横断することができないために、役場本庁舎と道の駅への分岐から国道114号までの配電のケーブルを、劣化防止のため埋設としたいとするものです。屋外ケーブル、トリプレックスケーブルというもの。当初は311メートルでしたが、変更後は131メートルとなります。

資料2をご覧ください。

図面中央、赤で表示のところが国道114号の横断部分であります。ケーブルを埋設する箇所は114号の赤の部分と、その手前の紫の部分でございます。

続きまして、土工の変更です。配管の埋設で埋戻しに保護材を追加したいと考えております。こちらは当初、掘削土をそのまま埋め戻して計画しておりましたが、土質が悪く埋め戻しに保護材が必要となったものでございます。保護砂の形状により、残土の処理も発

生したため、残土処理も併せて追加したいものです。保護砂、残土ともに1メートル当たり0.39立方メートル掛ける317メートルで、123.6立方メートルとなります。

続いて、工期の変更です。高圧受電盤、高圧き電盤の変更及びコロナウイルスの影響で、製品の納期が遅れることから、工期を変更したいものです。変更前は令和2年3月16日から令和2年7月31日、変更後は令和2年3月16日から令和2年10月30日までとなります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27億2,306万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を393億4,245万9,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款10地方交付税、補正額8億4,421万7,000円の増につきましては、旧ふれあいセンターなみえ周辺の施設整備に係ります補助裏分の震災復興特別交付税の増でございます。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金15億2,309万9,000円の増につきましては、介護関連施設、復興まちづくり支援施設等の福島再生加速化交付金、帰還環境整備の増並びに屋内アスレチック施設、ふれあいセンターなみえ運動公園整備等の福島再生加速化交付金、福島定住等緊急支援の増でございます。

次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金500万円の減につきましては、浪江町地域公共施設土壌調査業務が不要となったことによる減でございます。

次に、款21町債、項1町債、目2過疎対策事業債3億6,074万6,000円の増につきましては、介護施設等整備事業費の財源として借入れ増でございます。

次に、8ページは歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目2老人福祉費12億5,327万9,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、浪江町地域公共施設土壌調査業務委託料が不要になったことによる減及び介護関連施設建築工事監理業務委託料の増を合わせての増でございます。節14工事請負費につきましては、介護関連施設建築工事の増でございます。

次に、項2児童福祉費、目4子育て支援事業費7億7,274万6,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、屋内アスレチック施設建築工事監理業務委託料の増。節14工事請負費につきましては、屋内アスレチック施設建築工事の増でございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費6億9,036万4,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、旧コスモス保育園図書コーナー等の復興まちづくり支援施設整備工事監理業務委託料の増。節14工事請負費につきましては、同じく復興まちづくり支援施設整備工事の増でございます。

次に、9ページでございますが、項6保健体育費、目2体育施設費667万3,000円の増につきましては、旧ふれあいセンターの運動公園整備工事の増でございます。

続きまして、4ページにお戻りください。

第2表は、地方債補正の追加でございます。地域公共施設内介護施設等整備事業は、3億6,074万6,000円を限度額といたしまして借り入れるものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、ご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、常任委員会及び全員協議会開催のため、11時15分まで休議とします。

（午前 9時42分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時45分）

○議長（佐々木恵寿君） 文教・厚生常任委員会が終了していないために、11時15分まで時間を取りまして、休議とさせていただきます。

（午前10時45分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時30分）

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第94号 工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この契約案件は、ため池の浚渫をするということなんですけれども、底地の線量調査はいつやったのでしょうか。前の同じため池の契約変更の議案で、例えば古堤ため池の場合は、もちろん面積が違えばため池に流入する土砂も違うからということはわかりますけれども、古堤の場合は取水部で7万2,000ベクレルあったんですね。

今回の議案では、多分この図面を見て取水場所を考えれば、左下の2万5,964が取水部かなというふうに考えるんですが、この調査はいつ実施したのかということについてお聞きをします。

併せて、聖沢ため池の利用戸数と受益面積についてもお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問に対してお答えします。

まず、いつ線量測定をしたかということですのでけれども、こちらに9点ございまして、そのうちCから始まる番号がついているのですけれども、C2の1から始まり、C8の2ということで、Cの後1桁のポイントにつきましては平成29年に調査をしております。その後、設計するに当たり、もう少し線量の状況とか確認して、もう少し調査をしたほうが良いということになりまして、C11からC13までを令和元年に調査しています。

続きまして、受益面積なものですけれども、受益面積は約50ヘクタールということでございます。受益戸数については詳細が確定できていないので、ちょっと今手元にございませぬ。ちょっとお待ちください。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 調査月日ですけれども、遅いものというか最近で言えば、C11から13は令和元年にやったと。先ほども触れましたけれども、目倉沢ため池あるいは古堤ため池などなど、土砂が流入して、契約変更の案件が4件提出されたんですけれども、令和元年というのは昨年台風19号前ではないかというふうに思われるん

ですが、元年度のいつですか。もっと端的に聞きます。台風19号前なのか、後なのか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 令和元年というところまで確認はしているのですが、いつ、月日までは今のところ手持ちがないので、今、確認させていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午後 1時36分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1時36分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、先ほど受益戸数についてお答えできなかったんですけれども、受益戸数については60戸になります。

それから、令和元年の調査月日でございます、最終月日でございますけれども、令和元年9月13日になります。ということで、台風が10月でございますので、台風前ということになります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） ということは、先般の議会で台風19号による大量の土砂が流入して再工事を余儀なくされたと。これは再々質問のところで町長とも議論しましたけれども、この工事変更、契約変更の可能な期間、契約期間内でしかない。その後どうするんだということについては、町長は管理者の負担にならないように国とも協議すると、そういう答弁はされたけれども。

いずれにしても、これ台風による大量の土砂流入前ですよ。台風19号は10月12日、その後また豪雨が来ている。しかも、これ再開戸数は分からないけれども、利用戸数が60戸、受益面積が50ヘクタール、その流域もあるでしょうから、このまま浚渫工事をやって、果たして放射能汚染が除去できるのかと、そういう問題があると思うけれども。

私は再調査すべきではないかと。そして、それに見合ったため池の除染工事を行うべきだというふうに思いますけれども、どうされますか、これ。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、詳細な線量マップを作成し、調査時点での発注数量を詳細に見直す、確定するということは本当に重要なことと認識しておりますが、今は少しでも早くため池内の底質除去に着手することが重要と考えてございます。

施工の中で受注者が、詳細な管理図を作成して、確実に放射性セシウム濃度を低減するように施工してまいりますとともに、その段階、段階で職員が確認してまいりますので、今の質問に対しては施工の中でしっかり8,000ベクレル以下に低減をして、早く聖沢ため池の安心を確保してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第94号 工事請負契約の締結について（聖沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第95号 工事請負契約の締結について（台風19号河川災害復旧工事（2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第95号 工事請負契約の締結について（台風19号河

川災害復旧工事（２））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第96号 物品購入契約の締結について（地場産品販売施設酒蔵機器購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） この事業は道の駅の成功、失敗を左右する事業種目ではないかというふうに思います。非常に重要な案件だと。そこで、お尋ねいたしますけれども、以前の全員協議会でも担当課長から説明がありました。なお、それを踏まえてお尋ねをいたします。

この酒蔵機器を設備するに当たって、当然製造業者を配置する必要があります。このことについて全員協議会でお尋ねしたときは、現在公募中だという話でしたけれども、あれからさほどの期間はたっていないけれども、応募の現状について、どうなっているかお尋ねをいたします。

それから、道の駅そのものの成否を握る一つの事業だという点からすれば、仮にこの事業、人も配置したということになれば、販売戦略をどうするのかということも町としては十二分な検討、十分な吟味が必要だというふうに思います。販売戦略について、どのように検討しているか、お尋ねをいたします。

それから、資料による説明で、お酒以外、リキュールの設備も考えているということですが、いわゆる日本酒以外にどういう醸造、どういう種類の醸造を考えているかということです。販売戦略との関係でお尋ねいたします。

いま一点は、浪江町の元の酒蔵との連携、協力はできないのかということについてお尋ねをいたします。どういう検討をしてきたかということも含めてお尋ねをいたしますので、簡潔にお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

製造業者の現状でございますが、公募期間が終了して、過日審査を行い、その中ではプレゼンテーションなどもやっていただきまし

て、公募は1者のみ、鈴木酒造のみの申込みがありました。しかしながら、その1者に関して審査を行い、プレゼンテーション、中身の確認を行いましたので、その審査の段階では合格というような方向で、今、なっております。

次の販売戦略。この道の駅は、酒造りを道の駅で見せるという全国でもまれに見る道の駅の酒蔵でございますので、そういった状況を見学していただきながら、お酒の中身は、これは鈴木さんの言ったこととなりますけれども、プレゼンテーションで言ったような中身でございますけれども、コンクールを狙っていく1級の酒として、福島県内米を、浪江米を意識したコンクールを狙うもの。それから、それよりはやや落ちるもの。それから、清涼飲料水、リキュール類。

こういった3つのものを新作なども発表しながら、発信力のある酒を造っていくということですので、その3種類の酒を、おいでになるお客さんに応じて売っていくということもありますし、道の駅をPRしながらこういったお酒もPRしていくということになるかと思っております。

リキュールとはどんなものかと。アルコール類のほかには甘酒とか清涼飲料水も作るというお話ですが、リキュールとしては梅酒など、そういったものが主体になってくるようでございます。

元の天王山、楽實さんとの連携も非常に重要なこととございまして、そういった方にも参加していただきたかったわけとございますが、そういった現状がなかったものですから、今後もやはりいろいろ協力がいただけるものならば、協力していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 全員協議会から僅かな期間ですけれども、かなり事業の内容そのものが進展したというふうに思います。酒蔵については公募の結果、鈴木酒造が審査合格ということですから、一安心だというふうに私も思います。

それと、販売戦略ですけれども、今、課長の答弁にもあったように目の前で酒造りの作業、あるいは機器、もろみ等々、目の前で見るができること。それこそ見える化酒蔵ということで、これも話題を呼ぶものと思っております。

そこで、お酒のネーミングについて、今後の問題ではあると思っておりますけれども、浪江町のしょってる課題、今後の希望、展望との関係で、ネーミングが非常に大事だというふうに思います。ネーミングについては今後どのように検討されていくか、最後にお尋ねをし

ておきたいというふうに思います。

- 議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。
- 産業振興課長（清水 中君） お酒のネーミングにつきましては、役場のほうで一方的に決めるということもできませんし、鈴木酒造さんもネーミングをつける天才でもありますので、酒造さんと相談しながら、我々の意向もある程度取り入れていただきますようなネーミングも考えていくように、お願いしてまいりたいと思っております。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第96号 物品購入契約の締結について（地場産品販売施設酒蔵機器購入）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第97号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 漁具倉庫施設整備の変更工事については、そのほか2件合わせて3件の議案が提出されているわけですが、共通する問題ですので97号でお尋ねしたいと思いますのですが、変更の中身を見る限り、聞く限り、当然だなというふうに私は思いました。ということは、これも結果論かもしれませんが、何で最初からこういう設計ができなかったのかなど。これもおわびと訂正ということになるのかどうか分かりませんが、やっぱり肝心なのは、使い勝手がいいか悪いかと。それはやっぱり現場感覚だと思うんですよ。

この設計に当たって、漁業組合と関係者の意見聴取、あるいは関係者との協議をされたのかどうかと。町のこういう計画です。あるいはコンサルに頼んだと思うんだけど、コンサルに頼んで出来上がった設計書で発注するという事だけだったのか。漁業関係者と協議したんだけど、いざ工事というその前の段階で様々な意見が出たと。したがって変更に至ったということかもしれませんけれども、関係漁業者との協議はやられたのかどうか。

工事変更の経過、経緯について簡潔にお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

当漁具倉庫の設計は水産業の関連施設と一体の設計の中で、平成28年から平成30年にかけて設計を行ってまいりました。その中で、全体的な設計の打合わせが何度かあったわけですが、各年度ごとに漁業関係の方を交え、内容確認をしてきたところでございます。経緯ということよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○農林水産課長（金山信一君） 以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 平成28年から30年にかけて、漁業関係者も含めて協議をしたと。それで出来上がった設計だと。その経緯は分かりました。今回、変更に至った経緯について、納得できるようなご説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 先ほど申した過程で設計を進めてきたわけなんですけれども、実際出来上がったものに関して、設計協議の中で詳細に検討してコミュニケーションを密にしていれば、発注段階で反映できた内容もあったかと思えます。

今から考えると、設計者は漁業関連施設を設計したことのある知見のある設計者であったものの、担当である農林水産課がそういった内容をチェックする視点というのも少し足りない面もあったことと、漁業関係者の方との密なコミュニケーションが、今から考えると不足していた部分があったかと思えますので、今後の同様の事業がある場合には反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第97号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（建築））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第98号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第98号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（電気設備））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第99号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第99号 工事請負契約の変更について（漁具倉庫施設整備工事（機械設備））を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第100号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第100号 工事請負契約の変更について（浪江町交流・情報発信拠点施設外構工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第101号 工事請負契約の変更について（浪江町一括受電設備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 全協でも説明を受けましたし、そのときも質疑

しましたけれども、私はこういう電気設備事業などについては全くの素人でありましてけれども、浪江町が発注する事業として、こういうことが果たしてあり得るのかと、甚だ遺憾だし疑問であります。

町長もそこはしかと受け止めておいていただきたいと思いますが、端的にお尋ねいたします。この事業は、電気主任技術者の選任配置ができないと不可能であるということが明らかになりました。ということは、今回、工事請負契約の変更という議案を出してきていますけれども、そもそもこの議案を提出したこと自体が成り立たない話ではないかと。できない工事を議会に提案したわけだから。

これ、例えはあまり結構でないけれども、町長がいなくても町長代行を置けば強制執行はできますよ。何ですか、この事業は。一方引き取って、我々議会としてはどうなんだということを言われれば、議案調査が不十分だったというふうに言わざるを得ないけれども、そもそもできない工事を議会に出すなどということ自体が、間違いだったんじゃないですか。

町長、そのことをどう認識していますか。誰が責任取るんですか、これ。誰が責任取るんですか。いや、実は、こういう言い訳の説明なんです。様々な事業があつて、そこまで内容チェックができなかったということは言えるでしょう。しかし、それは言い訳でしかないですよ。できない工事を議会に契約案件として提出してきた。町長、この問題の責任についてどう認識しているか。まず、町長からお答えいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） お答えをいたします。

おただしのとおり、電気主任技術者の選任が必要になってくるという状態を把握しておりませんでした。これは事務方として大変不名誉なことだと思っております。さりながら、この事業につきましては非常に重要性が高いということで、最初提案をさせていただきましたが、その中でこういった変更をせざるを得ない状況が生まれたということでございます。そういった中では非常に申し訳ないと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） いろんな案件で間違いもありますよ、それは。不足や不十分もありますよ。

しかし、この事業について、根本的な要因を欠いているわけでしょう。欠格なんでしょう、これ。今回の工事変更で750万の追加変更が出ています。お金の問題もありますけれども、なぜこうなったのかということについては大変不名誉なことだと。そのことについて

て把握していなかったということについては、こういう議案を議会に提出するに当たって、町の真摯な態度が問われている。

あり得ない話でしょう、これ。大変不名誉でした、申し訳ありません、変更せざるを得ません。これでは、議案変更の問題の本質について認識していないですよ。重大な問題ですよ。重大な問題だという認識ありますか、町長。誰が責任取るんですか。できもしない工事を議会に出したわけだから。手続としては変更するしかないと思う。その前段で提案した提出者である町長が、しっかりと事の経緯と問題の解決方策について、議会に説明してしかるべきですよ。

不名誉と言えば不名誉だと。そうじゃない、私は。事の重大さについてまだ当局は認識していないということを指摘しているわけですよ。あり得ない話だから、これ。どうなんですか。こんな行政運営していていいんですか。根本問題だよ、これ。公共工事の発注というのは、そんなに甘いものなんですか。どうでもいいんですか。でたらめでもいいんですか。後から訂正すればいいんですか。責任は感じたらいいんですか。責任は誰がどう取るんですか。

お答えください。私らの後ろには町民がいるわけだから。町民が納得できるような、そういう問題の核心と、責任の取り方について明らかにしてもらいたい。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） まず、計画が成り立たないのではないかというようなことで、大変重大な問題であるというようなご指摘、誠にもってそのとおりであると感じております。

当初の目的につきましては、当然、一括受電でありまして、役場庁舎、サンシャイン浪江、浪江診療所、あとは道の駅というようなことで、4か所の……

[何事か呼ぶ者あり]

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） はい。

4か所の一括受電というようなことで当初計画をしておりましたが、先ほども申し上げましたとおり、電気の保安業務の今後の協議の中で、主任技術者の配置が必要であるというようなことが分かったというようなことでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） はい。

工事の内容につきましては、今後一括受電での当初の目的ができるだけ達成できるような形に進めるような形で、現在は国道114号線の横断ができませんが、それに向けて将来的に114号を通りまして、道の駅にも電気が供給できるような形を最低限取らせていただ

くような形で変更をさせていただくものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長、ありませんか。

答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 今、課長が答弁したとおりでございますが、やはり今回の一括受電設備工事については、1日も早く電気主任技術者の選任を行って、当初の目的を果たすことが一番大事なことだと思っております。そういった意味で早急に電気主任技術者の選任ができるような態勢をしっかりとつくりながら、当初の目的である一括受電の形をつくっていきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町長、分かっていないよ。契約変更の議案で、できるだけ早く一括受電できるような事業を進めてまいりたい。工事の流れとしてはそうでしょう。そうでない、私が言ったのは。公共事業の発注で、資格者がいないと発注できない工事を発注したわけでしょう。議案として成り立たないものを議会に出したんでしょう。根本的な問題だ。

町はそのことについてどう認識しているのか。なぜそうなったのか。今回の契約変更の議案を出すに至った、その結果責任は誰が取るんですか。責任が問われている問題でしょう。公共事業として。

単なる説明内容の違いとか、そんな問題ではないですよ。発注できない工事を発注しているわけだから。町民に何て説明するのか。これは、少なくとも町長は責任をどう取るか。議会に対して。町民に対して。明らかにしてください。どう責任を取るのか改めてお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。

（午後 2時16分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時21分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの件についてなんですが、事前の事務調査が不十分だったということは否めないことでありますので、大変、このことに関し責任を痛感しております。そういった意味で改めて陳謝申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） この一括受電設備工事につきましては、3月の入札案件のときも私は質問させていただきました。それで、そのときは一括受電設備が使えるようになれば、かなりの電力料金が安くなるというようなそのときの課長の答弁でした。

それで、この工事の理由書にも書いてはあるんですが、理由書の前に全員協議会のときにはいつ確認されましたかと。この案件がこういうふうな電気主任技術者がいないと駄目だという確認はいつしましたかと聞いたときには、3月26日だと。ちょっと日にち若干間違っていたらあれなんですけれども、私のメモでは26となっていました。

3月定例会から間もない日にちかと思われれます。何でその時点でこのような話が出なかったのかが不自然なんですけれども、その時点でもう一度確認すれば工事のストップ等々できたのかなと思われるんです。それで、あえて言うと、その全協のときの言い訳にしか聞こえませんでした。電気主任技術者を確保するのに当たったと言っていますが、これは常備なんで、いろんなお金がかかるので、勝手に人の会社から人を借りてきたからできるような工事とは理解できないような、そのときの説明でした。

なぜ、3月に分かっている、すぐこの工事をストップするようなことができなく、今までずるずるしていたのか。また、この工期は2年7月31日になっていまして、ちょうど今日は22日なので9日後なんです。状況は分かっている、6月の定例会にも全然話がないんですね。これで工期は1週間後の臨時議会に無理くり上げてきて、どういう考えなのかがよく理解できません。

また、この一括受電設備が今行われないうちで、114号線の中には配管がもう接続されています。万が一、電気主任技術者が見つからなかったら、永久に使えないような設備だと認識するんです。万が一、使えなくなると、今の受電設備なら、以前の電気料金と幾ら下がっていたのか。もしくは一括受電だったらこのぐらいの金額の差が出て、10年後にはプラスになったかどうかは分かりませんが、その辺は積算されていると思うんですが、その辺も重ねて。

あえて言いますが、何で今だったのかを分かりやすく説明していただきたいんですけれども、言い訳しようにも言い訳できないのではないのかなと思うんですけれども。その上で、町長はいつこの状況に気づいて、どのような処置をされたのかも併せてお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） まず、3月議会の議決が3月16

日でございます。技術者の選任が必要だと分かったのは、協議で分かったのが3月26日、おっしゃるとおりでございます。また、その後、いろいろ工事については技術者も含めての確保が、必要が出てくるというようなことではありましたが、やはり当初の目的を達するために工事はいろいろ方策を考えながら進めさせていただいたところでございます。

また、工期につきましては、工期が間もなく終わるのになぜ6月の議会で上げなかったかというようなことにつきましては、6月の初めに、5月の末に、変更理由の1つにもあります高圧受電盤、高圧饋電盤についての改良の必要が出てきたため、この時点では議会に上げるだけの積算がまだ固まっていなかったというようなことでございます。

あと、114号線を横断できなければ、電気料がどのくらいの影響が出るのかということでございますが、3月の議会では全体で約50万円、年間減額、安くなるというような試算を申し上げておりましたが、今回、浪江町役場、サンシャイン浪江、診療所の3か所だけで受電をすれば年間で約35万円程度の基本料金等の減額が見込めるのではないかとというようなことで試算をしております。

主任技術者の件につきましては、課内でいろいろ議論をしてきて、5月22日に町長と情報を共有させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休議します。
(午後 2時28分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後 2時32分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 私からは町長がいつどういった指示を出したのかというお尋ねでございますが、その時点で主任技術者の法令解釈について確認をして、しっかり対応をするようにと指示をしたところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 今の答弁を聞いていると、ちょっとあまりかみ合わなくて、よく分からないんですけれども。

3月26日に分かりました。町長には5月22日に言われたと、今聞いたんですが、ここでちょっとタイムラグがあまりにもあり過ぎま

して、あの判断はいつして、今度は2か月後に町長判断になったかという重大性を理解していないような、人ごとみたいな答弁なんですけれども、発注者としてミスに気づいたときには、すぐ町長に言う、町の体制ができていないように思うんですが、その辺は2か月も過ぎないと、町長には連絡行かないような体制になっているのでしょうか。

今の副町長はもともと役場が長いので、それは違うんだとかちょっと初めに町の経験者として、以前はこうだったけれども、この件に関して。誰が悪いのかとちょっと聞きたいんですけども、誰も悪くないんですね。今の答弁を聞いていると。そこを多くの議員の皆様も、もしくはこれを聞いている町民の方も、ここがうまく行かないと、何をやっても言い訳だけで責任取る人もいない、この体制。この議案はただその中の1つにしか過ぎていないんですよ。多くの議案が、このような体制が出ているのが今の浪江町の行政執行のやり方なんです。

あえてこの工事に言いますと、なぜそんなに課の中の判断がかかったのか。このような重要案件で、入札を発注したけれども、うまくないですよと、止めなくちゃいけないのではないですかと。こんな話をするのなどというのは1週間もあれば、工事はちょっとストップしてください、入札は終わりましたけれどもという話をするのが、普通だと思うんですけれども。年度末で若干かかったとしても、こういう重要案件はすぐ町長に知らされるべきだと思うのですが、まずそこを1点。

それと、この理由書の中にも書いてあるんですけれども、人ごとみたいな理由書。電気主任技術者の選任が必要となった。何か今まではなくて急に4月から専任が必要になったみたいな、この理由書を書いたんですね。私から言わせれば、町の確認不足で電気主任技術者の選任がいなくて駄目なのに漏れていたとか。そういうような答弁が1つもないんですね。自分の言い訳だらけで。この辺も言葉が間違っているのだったら間違っただけで、ちょっと答弁し直してもらいたいし、先ほど言った町長への報告が遅れた理由、これが1番の原因だと私は思うんですよ。

それと併せて、この工事の全体的な流れは謝罪で済むものなのかが、一番重要だと思います。6月にまだ回らなかったのは、高圧受電盤等々の改良などというのは、通ってからの話ですから。初めからではなくて、やらなくてはいけないのだったら、やらなくてはいけないなりに、その時点で6月には間に合っているんですよ。何でこの時期になったのか、全然。工程的に矛盾があるところがかなり

多いと思われるんですが、分かるような説明を、日時を明確に言ってもらわないと全然成り立っていないのが、今の課長の答弁なんです。

結果的に、課長はいつ分かって、いつやって、1か月以上保留にしてから町長にやったんですか。これは誰の責任なんですか。あとはこの監督、これの監督は誰がやって誰が悪かったんですか。これの謝罪、先ほど町長はされていましたが、謝罪で済む問題なのではないでしょうか。これはかなり責任問われると16番議員も言っていますが、そのとおりだと思います。

こんな毎回毎回謝ってばかりで、誰も責任を取る人がいないんですよ。今回の案件を重要と扱っていないんですか。税金は、勝手に、謝れば大丈夫なんですか。この辺の認識がかなり甘いと思われるんですが、その辺の自覚が足りないと思われるんですが、もう一度お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） その責任の在り方についてということですが、責任は当然町長である私にございます。そういった中で、今回に關しましては、今までは保安協会の委託ということで対応されていたと報告を受けておりますけれども、その中であって初めて、電気主任技術者の選任が必要になってきたという中でいろいろ対応してまいったわけですが、いずれにいたしましても、責任は私にあると明確に申し上げ、改めて陳謝申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 主任技術者の必要性が出てからの経過というようなことですが、3月26日に担当が協議をしまして、その後で課内共有ということで、そこで主任技術者の必要性があるということが分かりました。その後課内で協議、あとはそれぞれ電気事業者等とも、工事業者等とも協議をしてきたわけですが、結果的に課内での協議から町長への報告が遅れたというのは、私の不徳の致すところでございます。大変申し訳ございません。

あとは、理由書の中で選任が必要となったとだけ申し上げましたが、そこにつきましては、当初の設計の段階で分かっておれば当然それに対応したもので設計を組んだわけですが、こちらについても法律上の解釈の確認ができておらず、大変申し訳ないと感じております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ちょっと確認なんですけれども、この電気主任技術者、私はこの工事に対して必要だと思ったんですね。ただ、規模が大きくなれば、これからずっと必要となってくるという解釈でいいんですか。それだけ質問聞きたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 工事の管理ではなくて、その後の運用の管理ですので、技術者はずっと必要となります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 101号については、必要な変更だし、反対討論する予定は全くありませんでした。議論をすれば、良識ある町長、それを支える副町長がいるんだから、かみ合った議論ができるなど。できない工事契約を議会にかけたわけだから、誰がどこから見ても、結果責任は取るべきだと、そのことは分かってもらえるなどというふうに思って議論をしました。

誰がどう責任を取るのかということについては、私の質問に対しては、責任が不十分だったと。責任を取るとはここでは言わなかった。今、山本議員の質疑に対しては、責任は私にあるということを確認に認めました。

だとするならば、契約案件として成り立たない議案を議会に提出する。事ここに至っても、責任は感じているけれども、責任は取らない。言葉だけ独り歩きしている。そういう浪江町の行政を、私は黙認すべきではない。同僚議員も多分そういう認識だと思う。

これだけの、あえて不祥事と言うけれども、公共事業の発注をしておきながら、責任は私にあります、言葉だけで済まされるような問題ではない。結果責任を取るべきだ。結果責任を取らない、浪江町の町長、あるいはそのことをよしとしてきた関係幹部に対して、町民の立場から容認すべきではない。容認できないということを明確に申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第101号 工事請負契約の変更について（浪江町一括受電設備工事）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 102号 一般会計補正予算（第3号）の反対討論いたします。

反対理由の第1は、過般の議会において、佐藤文子議員の質疑に対して町長は、あれこれ言い訳と弁解に終始した答弁をされました。この中で、この公共施設がなぜ必要なのかということについて、あえて町長の答弁を要約するとすれば2点です。1つは、町の将来にとって必要なんだ。2つは避難町民の交流促進のためにも必要なんだ。こういう答弁でした。

介護の施設整備は、私は必要だと思います。今なぜ合わせて28億数千万円の大型公共事業を、ここに強行推進しなければならないのか。全く説得力がない。なぜならば、町の将来にとって必要だと言うのであれば、もちろんアスレチック、ボルダリングもないよりはあったほうがいいでしょう。しかし、町長が言うように、町の将来にとって今設備することが喫緊の課題だ、喫緊の事業だというふうには、とても理解できません。

私も何人かの町民と話をしました。返ってきた答えは、意見は2つです。1つは、議会が一般会計補正予算を否決したそうだけれども、町の計画したあの施設は本当に必要なのか。その施設を運営していくために、これからどれだけのお金がかかるのか。浪江町にそんな余裕があるのか。こういう問題が1つです。

あと、いま1つの意見は、何でもかんでも復興の名にかぶせて、

大型交付金事業。補助事業頼みの浪江町の今のやり方は、かつての双葉郡のある町の過去を見ているようだ。しょって起きられなくなるよ。こういう意見でした。

町長が言われた建設の目的、必要の理由については、全く説得理由がないということが、反対の第1点です。

それから、一方では軟弱地盤に億単位の金をかけて杭パイルを打ち込んで地盤を強化して、公共事業。それもお金が出るからということだと思えますけれども、それでは浪江町がこれまで避難解除後、これまでの公共施設、端的に言えば小学校、中学校、あるいは幼稚園等、全部残せとは言わないけれども、有効活用できる、立地的にも建物の強固さから言っても利用できる。そういう施設を全部解体して、国から金が出るから28億の公共事業をやる。

もちろん、これには介護施設も入っているわけけれども、片方では解体して、片方では建設する。スクラップアンドビルドは、かつての高度経済成長時代の悪しき慣習だ。補助金があるから運営費が県から出るから、それで何とかやっけていける。極めて安易な行政運営と言わざるを得ません。

最後になりましたけれども、担当課がスポーツ施設等の利用計画について、どういう見通しなのかということについて、所管委員会でお尋ねしました。1日50人、それ以上になるか以下になるか分かりませんが、50人でも確かに楽しく遊べる場所はないよりはあったほうがいいと思います。しかし、町長、しっかり考えてください。いわきに造ったオンフル双葉だって、介護職員を確保できなくて空きベッドなんです。100%運営できないんですよ。

浪江町民は県内、全国各地に避難して、昨日、後期高齢者医療無料の通知は来ましたが、後期高齢者も含めて医療や介護の不安は想像を絶するものがあります。本当に町の将来にとって必要だ、町民の安全、安心のために必要だというのであれば、診療所の機能強化も含めて、それこそこのコロナも含めた難局の時代に、時代の趨勢に合った、町民の要望と願いに合った公共事業を展開する、このことが求められているのではないですか。

しかも、最後に申し上げますけれども、一旦否決された議案をそっくりそのまま提案をする。確かに町長には提案権があります。否決されたその本質について分かっていない。あまりにも議会議会を軽視している。そのことを声を大にして指摘をして反対の討論にいたします。責任なき行政は腐敗と混乱の極み、改めるべきだ。最後に申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

賛成討論、3番、高野武君。

○3番（高野 武君） 私は前回否決の立場でありました。しかし、今回は賛成の討論をさせていただきます。

本案件について、定例会の指摘に対し、さきの全協、また今回の全協において、資料での十分な説明と反省、謝罪の弁もありました。指摘されましたボルダリングコーナー等につきましては、近隣市町村にはなく、目玉施設としての集客を見込めるとの発想でもあり、高さも4メートルと、大会は無理でもせめて子供と保護者が一緒に楽しめる遊具ではないかと考えます。

また、図書館、介護施設、社協事務所等の入居も予定され、町本来のあるべき姿の施設と考えます。

以上のことから賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第102号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第3回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時57分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武

署名議員 半 谷 正 夫